



広 報 資 料  
室 蘭 海 上 保 安 部

令和 6 年 1 月 1 6 日  
午後 1 時 0 0 分 発 表

問 合 せ 先  
室 蘭 海 上 保 安 部  
次 長 上 島 晋  
TEL 0143-23-0118

## 令和 5 年の海上犯罪取締り状況について

令和 5 年の室蘭海上保安部管内における海上犯罪の取締り状況について、悪質事犯を中心に取締りを実施した結果、漁業関係法令違反、環境関係法令違反など、62 件の海上犯罪を送致しました。

### 1 犯罪の傾向

令和 5 年は、非漁業者による「うに」等の不法採捕といった漁業関係法令違反が、依然として大部分を占めています。

### 2 主な摘発事案

#### ◇ 非漁業者による密漁事犯の摘発

令和 5 年 2 月から同年 8 月末までの間、漁業権が設定されている管内沿岸海域において、「うに」、「あわび」等を採捕した非漁業者を「漁業法違反（漁業権の侵害、特定水産動植物の採捕禁止）、北海道漁業調整規則違反（漁具・漁法違反）等で検挙。

#### ◇ 海上環境事犯の摘発

管内沿岸海域において、家庭で生じた一般廃棄物等を投棄又は焼却した者を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反」で検挙。

#### ◇ 秋さけ密漁事犯の摘発

令和 5 年 9 月初旬から同年 10 月下旬までの間、保護河川である敷生川（白老町）・白老川（白老町）における取締りを実施、秋さけの遡上を狙った悪質な密漁者を「水産資源保護法違反」等により検挙。

### 3 海上犯罪の送致件数等

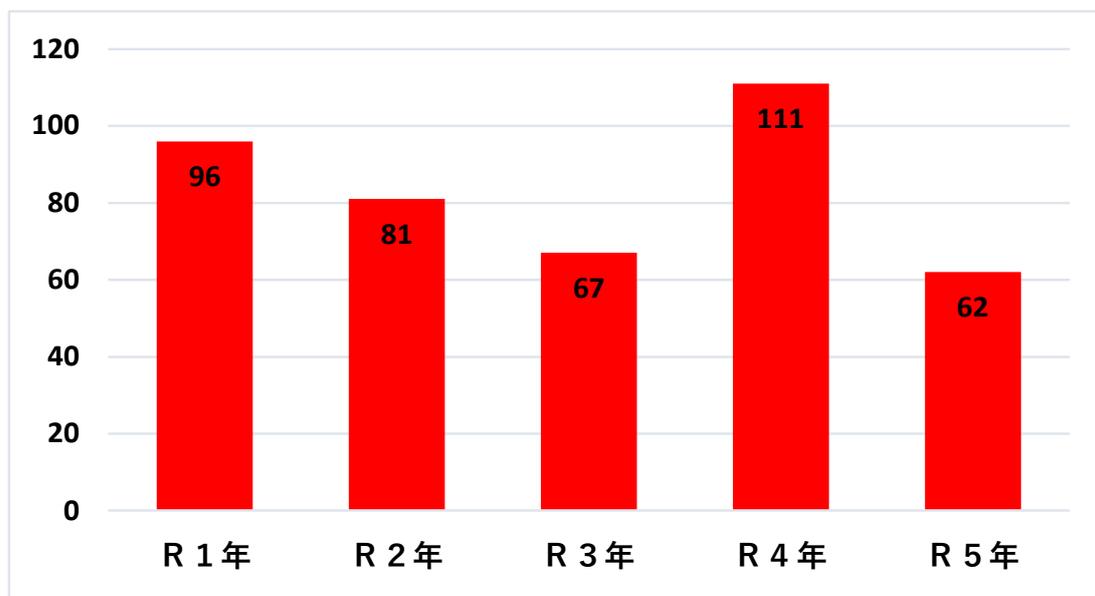
罪種別送致件数等については別紙のとおりです。

## 1 海上犯罪の送致件数

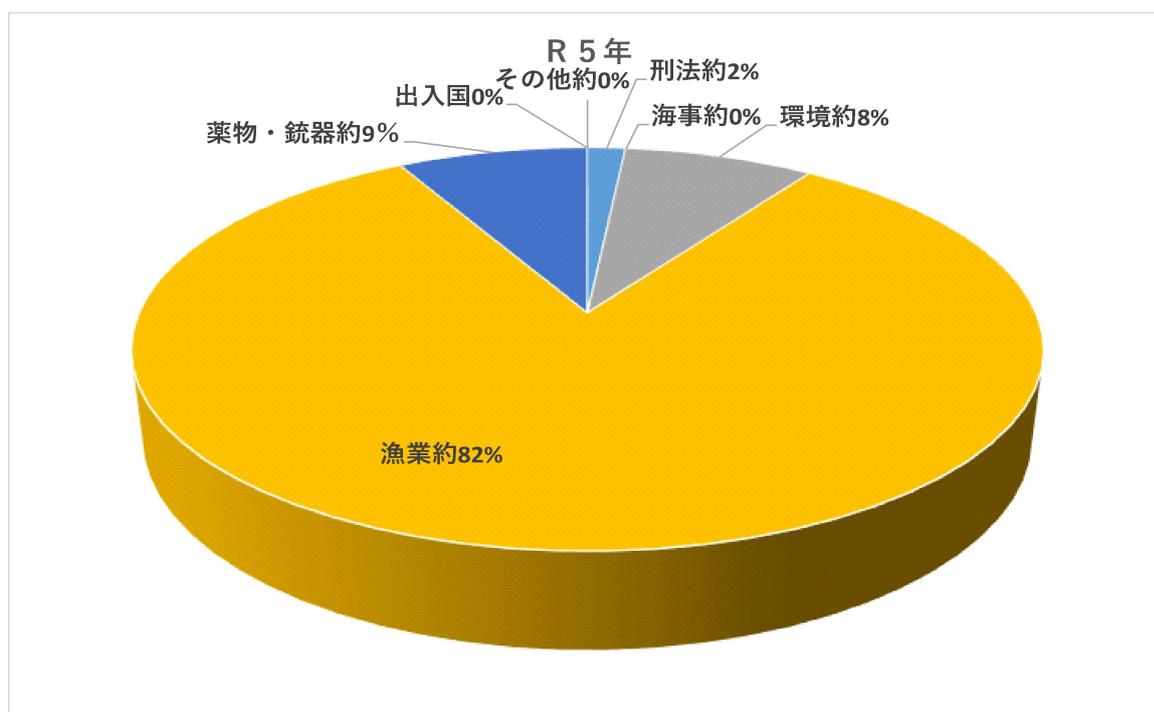
海上犯罪の送致件数は62件（前年111件）で、前年より49件の減少となりました。

罪種別犯罪構成比では、漁業関係法令違反が全体の約82%を占めているほか、環境法令違反が約8%、刑法犯が約2%、薬物・銃器関係法令違反が約9%となっております。

【過去5年間の送致件数】



【令和5年罪種別犯罪構成比】



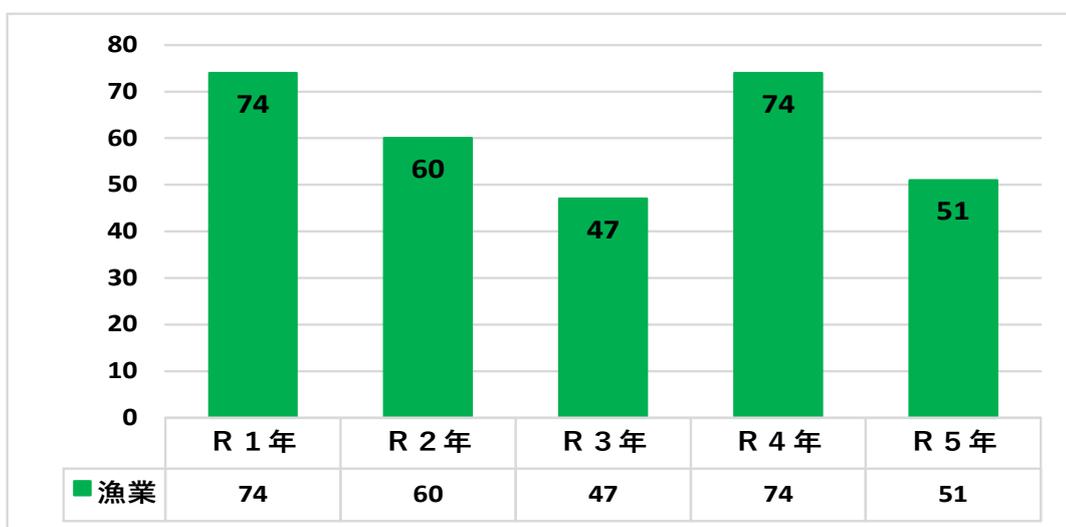
## 2 罪種別送致件数

### (1) 漁業関係法令の送致件数

漁業関係法令違反は51件（前年74件）で、前年より23件の減少となりました。

罪状別では、非漁業者による漁業権の侵害等の「漁業法違反」が多数を占めています。

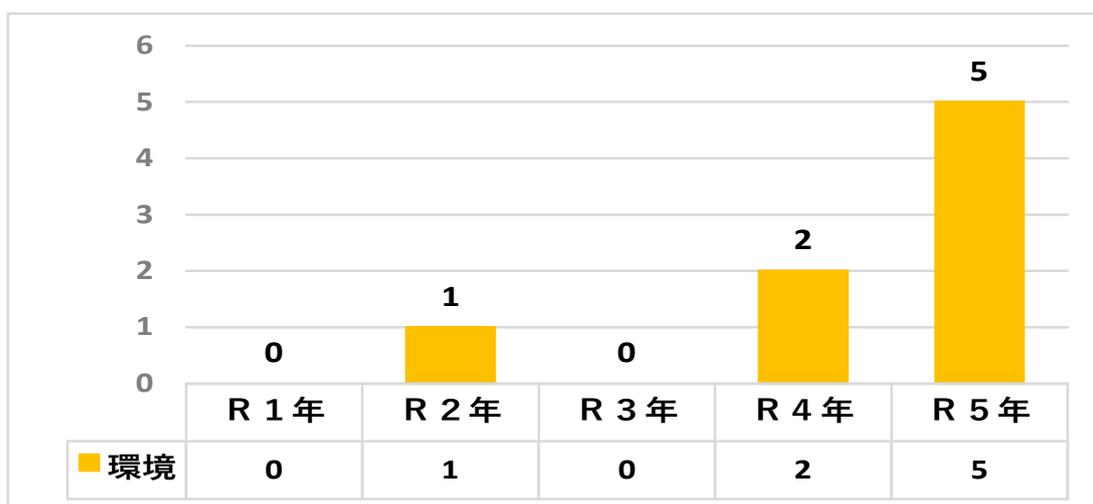
非漁業者による密漁等については、引き続き沿岸部のパトロールを強化するほか、潜水器密漁などの組織犯罪については、北海道等の関係機関と連携のうえ、摘発に努めていきます。



### (2) 海上環境関係法令

海上環境関係法令違反は5件（前年2件）で、前年より3件の増加となりました。

家庭ごみ等の海洋不法投棄が多くを占めており、海洋環境保全に対する意識の欠如が見受けられることから、引き続き、海洋環境を汚染する不法行為の摘発を推進し、海洋環境保全に努めていきます。

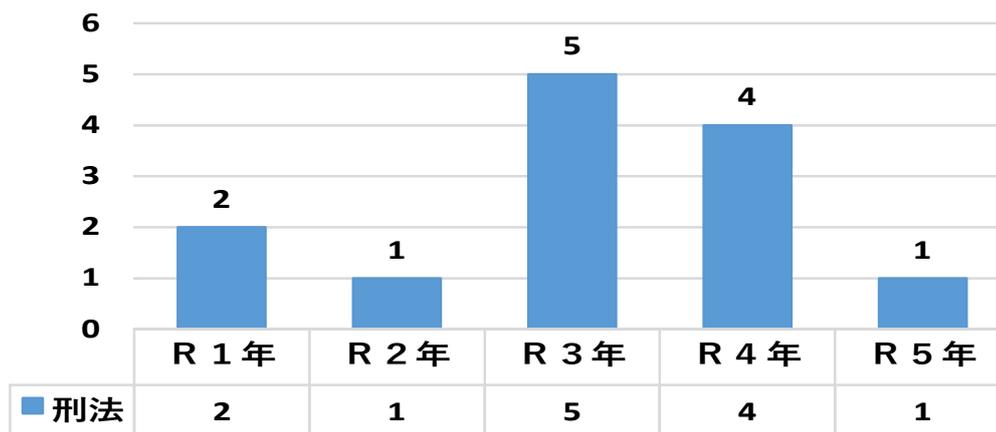


### (3) 刑法犯

刑法犯は1件（前年4件）で、前年より3件の減少となりました。

罪状としては、船舶転覆による業務上過失往来危険等であり、操船不適切に起因するものです。

船舶事故は、海上という特殊性から一歩間違えれば、人命の損失等の大事故につながるおそれがあるので、今後も厳正に対応していきます。



### (4) 薬物・銃器関係法令

薬物・銃器関係法令違反は5件（前年16件）で、前年より11件の減少となりました。

これらは、密漁行為に使用するために正当な理由なく規定の長さを超える刃物を携帯した「銃砲刀剣類所持等取締法違反」であり、引き続き、厳正に対処していきます。

